

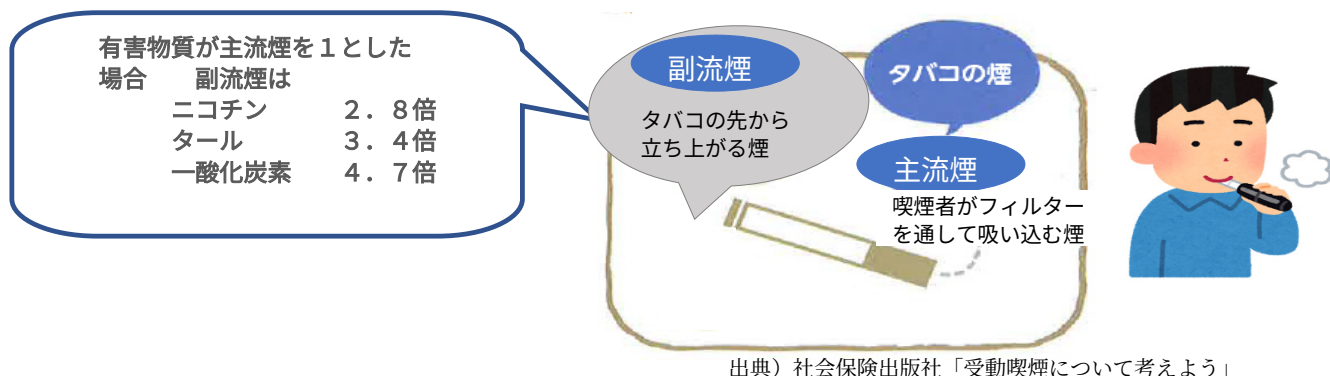
いきいき健康づくり

～健康増進法改正のお知らせ 受動喫煙を防止しましょう～

第22号 令和2年1月
壱岐保健所地域・職域連携
推進協議会

「健康増進法」の改正により、受動喫煙の防止が強化され、誰もが受動喫煙を生じさせないように周囲に配慮することが求められます。また、屋内は原則禁煙となり、喫煙する場合は喫煙専用室を設けるなどの対応が必要です。事業者のみなさんは早めの対応をお願いします。

受動喫煙とは、他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされることです。
受動喫煙により、がんや呼吸器の病気などの健康被害が起こるため、問題となっています。



屋内施設は原則禁煙が義務付けられます。

喫煙所に20歳未満の人は立ち入ることができません。喫煙所である標示が必要です。



病院・学校

児童福祉施設、診療所
行政機関の庁舎など

2019年7月1日から
「敷地内禁煙」です。

※屋外に喫煙所を設けることも
可能です。



飲食店

2020年4月1日から
「屋内禁煙」です。

※喫煙専用室、加熱式たばこ専用
喫煙室の設置も可能です。

オフィス・事業所

工場、ホテル、旅館、旅客運送業船
舶、鉄道、その他すべての施設

2020年4月1日から
「屋内禁煙」です。

※喫煙専用室、加熱式たばこ専用
喫煙室の設置も可能です。

下記の施設はいずれかを選択

- ・事務所・オフィス
- ・工場
- ・ホテル・旅館(※1)
- ・飲食店
- ・旅客運送用船舶・鉄道

屋 内 禁 煙

喫煙専用室(※2)を設置

室外への煙の流出防止措置が必要
20歳未満は立ち入り禁止
建物の入口と喫煙所に標示が必要
飲食のサービスはできません

加熱式たばこ専用室(※2)を設置

加熱式たばこのみ使用できる
室外への煙の流出防止措置が必要
20歳未満は立ち入り禁止
建物の入口と喫煙所に標示が必要
飲食のサービスができます



※1 ホテル・旅館の客室はこの法律の適用外です。
ロビー、食堂は禁煙等の対応が必要となります。

※2 喫煙専用室（加熱式たばこ専用室）は以下の条件が必要です。

- (1) 出入り口において室外から室内に流入する空気の気流が毎秒 0.2 メートル以上であること。
- (2) 煙が流出しないよう壁、天井で区画されていること。
- (3) たばこの煙が屋外等へ排気されていること。

飲食店についての経過措置

飲食店では、喫煙専用室を設ける場合、喫煙専用室では飲食のサービスはできません。既存の経営規模の小さい飲食店については、以下の3つすべてに該当する場合、「喫煙できる飲食店」として、飲食のサービスができる経過措置があります。

- ① 2020年4月時点で営業をしている。
- ② 資本金または出資金の総額が5000万円以下である。
(大規模会社が2分の1以上出資する場合は除く)
- ③ 客席面積が100平方メートル以下である。



喫煙できるお店とした（喫煙可能室を設置した）場合

- ① お店の入口に喫煙可能店である旨の標示が必要です。
- ② 客、従業員ともに20歳未満は立ち入り禁止です。
(喫煙専用室と同等の煙の流出防止措置を講じている場合は、非喫煙スペースへの20歳未満の立ち入りは可能です)
- ③ 喫煙可能室設置店の管理者は壱岐保健所への届出が必要です。
(届出開始は令和2年2月3日からです)



建物の入口の標識や喫煙専用室等の標識は以下のとおりです。



標識のダウンロードは厚生労働省ホームページから

厚生労働省 受動喫煙 標識一覧

検索

受動喫煙防止対策助成金

本助成金は、中小企業事業主が受動喫煙防止対策を実施するために必要な経費のうち、一定の基準を満たす各種喫煙室等の設置などにかかる工費、設備費、備品費、機械装置費などの経費に対して助成を行う制度です。詳しくは、[厚生労働省のホームページ](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000049868.html)または[長崎労働局](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000049868.html)までお問い合わせください。

[厚生労働省ホームページ](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000049868.html)・・・受動喫煙防止対策助成金

【受動喫煙防止対策に関する各種支援事業（財政的支援）】

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000049868.html>

[長崎労働局](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000049868.html)・・・〒850-0033 長崎県長崎市万才町 7-1 住友生命長崎ビル

【助成金申請・喫煙室等に関する技術的な事項など】

労働基準部健康・安全課 (6階) 電話 095-801-0032

健康増進法改正についての問い合わせ先

長崎県壱岐保健所 企画保健課 ☎ 0920-47-0260

